

令和4年度(※2022年度) 建築士定期講習のお知らせ

平成20年11月28日に施工された改正建築士法の規定により、建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、3年毎に国土交通大臣の登録を受けた*登録講習機関が行う、一級建築士定期講習、二級建築士定期講習又は木造建築士定期講習（以下「建築士定期講習」という。）を受講することが義務付けられています。

◎（一社）長崎県建築士会は登録講習機関である（公財）建築技術教育普及センターから講習の業務委託を受けて（一社）長崎県建築士事務所協会と共同で建築士定期講習を実施いたします。

☆令和3年度より3年間は（一社）長崎県建築士会が講習を実施いたします。

申込受付も（一社）長崎県建築士会へお願いします！

令和4年度の受講対象者は令和元年度（H31.4.1～R2.3.31）に受講された方、および新規で受講される方です。
※令和元年度に建築士試験に合格し建築士事務所に所属されている方は、令和4年度が受講年度となります。

◆講習案内◆

(1) 講習日等

| 会場コード | 講習日 | 定員 | 受付期間 | |
|-------|---------------|-----|-------------------|-------|
| 8C-01 | 令和4年8月17日(水) | 70名 | 令和4年4月15日(金)～定員次第 | DVD講習 |
| 8C-02 | 令和4年11月15日(火) | 35名 | 令和4年4月15日(金)～定員次第 | DVD講習 |

※新型コロナウイルス感染拡大の状況により、講習が中止または変更になる場合がありますので、ご了承下さい。

(2) 講習会場：長崎県勤労福祉会館（長崎市桜町9-6）

(3) 申込書の送付先：（一社）長崎県建築士会へ簡易書留で郵送、または持参

住所：〒850-0036 長崎市五島町5-34 トーカンマンション713 TEL：095-828-0753

【受講申込書について】

①（公財）建築技術教育普及センターの定期講習を受講した方で、令和4年度が受講対象の方には、4月初旬に印字された申込書が普及センターより郵送されます。

②（公財）建築技術教育普及センターのホームページからダウンロードできます。

<http://www.jaeic.or.jp/koshuannai/teikikosu/kteiki/index.html>

ご自身の受講履歴がわからない場合には（一社）長崎県建築士会（TEL095-828-0753）へお問い合わせ下さい。ただし、二級・木造建築士については長崎県登録者に限ります。